お混乱のみなごま

透震ブ

対象世帯に対して感震ブレーカーを

無料で支給します!

申請期間

常時受付中

申請方法

郵送にて申請

※詳細は大田区公式IPをご参照ください。

申請対象者

- (1) 木造住宅密集地域の 木造住宅にお住まいの世帯
- (2) ①に該当し、かつ、 ②ア~オのいずれかに該当する世帯
- ① 住民税非課税の世帯または 住民税課税所得金額80万円以下の世帯
- ② ア 高齢者(65歳以上)ひとり暮らし世帯
 - イ 高齢者(65歳以上)のみの世帯
 - ウ 障害者(身体障害手帳1~4級、 愛の手帳1~3度)の方がいる世帯
 - エ 精神障害者保健福祉手帳を 交付されている方がいる世帯
 - オ 介護保険 要介護3~5の方がいる世帯

■感震ブレーカーとは?



地震発生時に設定値以上の揺れを感知すると、 電源を自動的に止める器具です。 感震ブレーカーの設置は、不在時や、ブレーカーを 切って避難する余裕がない場合の 「通電火災」を防止するうえで有効です。

よくあるご質問・お問い合わせ

■チラシ表面の「木造住宅密集地域」とは、具体的にどこの地域を指すのか。

→次の表に記載された地域を指します。

よみがな	町丁目名	よみがな	町丁目名	よみがな	町丁目名	よみがな	町丁目名
いけ	池上4丁目	かま	蒲田1丁目	なか	仲六郷2丁目	ひが	東蒲田1丁目
いけ	池上5丁目	かま	蒲田2丁目	にし	西蒲田1丁目	ひが	東蒲田2丁目
うの	鵜の木2丁目	かま	蒲田本町2丁目	にし	西蒲田3丁目	ひが	東馬込1丁目
おお	大森北4丁目	きた	北馬込2丁目	にし	西蒲田4丁目	ひが	東矢口1丁目
おお	大森北6丁目	さん	山王3丁目	にし	西蒲田5丁目	ひが	東矢口2丁目
おお	大森中2丁目	しも	下丸子1丁目	にし	西糀谷1丁目	ひが	東矢口3丁目
おお	大森中3丁目	しん	新蒲田3丁目	にし	西六郷1丁目	ひが	東六郷1丁目
おお	大森西1丁目	ちゅ	中央2丁目	にし	西六郷2丁目	みな	南蒲田3丁目
おお	大森西5丁目	ちゅ	中央3丁目	にし	西六郷3丁目	みな	南千束3丁目
おお	大森東2丁目	ちゅ	中央4丁目	はね	羽田2丁目	みな	南馬込2丁目
おお	大森東4丁目	ちゅ	中央6丁目	はね	羽田3丁目	みな	南馬込3丁目
おお	大森東5丁目	ちゅ	中央7丁目	はね	羽田5丁目		
おお	大森南1丁目	ちゅ	中央8丁目	はね	羽田6丁目		

- ■申請方法の詳細や、申請書の入手方法を知りたい。
- →申請方法の詳細は、大田区のホームページをご確認ください。
 https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/jyosei/kannsinn.html



- →申請書は、大田区のホームページにて『感震ブレーカー支給申請書』をダウンロードしてください。 ※紙の申請書が必要な場合、大田区総務部防災危機管理課のほか、特別出張所でも配布しております。
- ■お問い合わせ先・申請書の送付先を知りたい。
- →お問合せ先・申請書の送付先は以下のとおりです。

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区 総務部 防災危機管理課

TFI:03-5744-1235 FAX:03-5744-1519

- ■チラシ表面に「木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいのみなさま」とあるが、 支給の対象者が変わったということか。
- →今般、「木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯(表面「申請対象者(1)」)が 新たに対象となりましたが、従前の対象者(表面の「申請対象者(2)」)も、 引き続き、支給の対象です。
- ■支給される感震ブレーカーについて知りたい。
- →大田区では、簡易タイプの「感震ブレーカーアダプター ヤモリ」を取り付けます。



←簡易ブレーカーアダプター ヤモリブレーカー取付時(例)→



- ■通電火災とはなにか。
- →在宅中に大きな揺れが発生し、直後に停電が発生したことから、通電中の電熱器具の 転倒や可燃物の落下・接触、配線、損傷状況等の確認ができない場合、または、 電源を遮断する余裕がなく避難した後、不在時に停電が復旧し出火したが、 不在のため初期消火ができずに発生する火災のことを言います。